

ISFJ2023

政策フォーラム発表論文

日本における宿泊税の導入効果¹

千葉大学

後藤剛志研究会

観光①

伴雅人 瀧目遥陽 山形優葵乃 小田怜奈

勝畑恭子 寺田遥斗 元廣謙二郎

2023 年 11 月

¹ 本稿に執筆にあたって、後藤剛志講師(千葉大学)、大阪府府民文化部 松原様、近藤様をはじめ、多くの方から熱心なご指導、貴重なアドバイスを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。また本稿は、2023 年 12 月 16 日、17 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2023」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

経済成長率が低迷し、地方の衰退が懸念されている今日の日本において、経済波及効果の大きい観光は極めて重要な成長分野である。このように、現在の日本において重要な産業である観光の現況を見ると、訪日外国人観光客を中心に、観光客数は増加傾向にあり、今後も増加が期待される。

各地方自治体は観光客増加に伴う観光需要の高まりに対応して、観光客受け入れに向けた整備を行っている。そして観光客は、地方自治体による観光整備の恩恵を受けている。また、地方自治体の観光整備に使われる観光費も、観光客数と同様に増加傾向にある。

そこで、地方自治体の構成要素である都道府県の観光費がどのように調達されるのかに着目したところ、その予算は地方税によって賄われていると分かった。そして地方税の主な負担者は、その地域の住民である。そのため、都道府県の観光整備のための予算は、観光整備の恩恵を受ける観光客ではなく、主に住民が負担しているといえることができる。

これに対し、一部の地方自治体では、観光客に観光整備費用を負担させる手段として宿泊税、入湯税、入域料などを導入している。その中でも、すでに宿泊税を導入している大阪府の方に聞き取り調査を行ったところ、観光客に負担させる仕組みとして、宿泊税が一番わかりやすいという見解が得られた。そのため本稿は、観光客に観光整備費用を負担させる手段として、特に宿泊税に着目した。

宿泊税は既に東京都や大阪府で法定外目的税として導入されており、将来的な導入を検討している自治体も多く存在する。宿泊税には、①課税範囲が広い点、②使途を観光に特定できる点、③徴税に強制力がある点の、3つの利点がある。これらの利点から、宿泊税は観光客に観光費を負担させる仕組みとして優れていると考えた。

しかし、宿泊税には、①導入によって宿泊者数が減少する可能性があること、②観光客が観光した自治体と宿泊した自治体が異なる場合に、自治体間の受益負担の不一致が生じること、③宿泊税の導入に伴い、納入に関わる事務作業が生じ、宿泊業者の負担が増えるために宿泊業者からの反対の声が予想されること、という3つの懸念点がある。

本稿では、観光整備費用について、その負担者は観光整備の恩恵を受ける観光客でなく、主に住民である現状を踏まえ、住民と観光客の間で受益負担の不一致が発生しているといえることができる。本稿では以上のような観光客と住民間の受益負担の不一致を問題意識とした。これを解消する手段として、宿泊税が優れていると考えられるが、導入によって宿泊客数が減るといふ宿泊業者からの懸念もある。そのため、本稿では宿泊税が宿泊客数に与える影響を分析する。

宿泊税が宿泊者数に与える影響について、海外ではいくつか分析が行われているが日本では宿泊税に関する研究はなく、宿泊税と宿泊客数との関係性はわかっていない。

本稿では宿泊税の導入が宿泊客数に与える影響について、2017年の大阪府の宿泊税導入に着目して分析を行った。分析では合成コントロール法という因果推論的な分析手法を用い、分析の結果、大阪府での宿泊税の導入は宿泊客数に影響を与えなかったことが明らかになった。また、分析結果についての実態把握のため、大阪府への聞き取り調査を行ったところ、宿泊税からの税収は観光問題の対策だけではなく、観光客の増加や観光地としての魅力向上のための観光客の受入環境整備の財源として使われており、府民税からの財源負担を軽減するためにも有効な政策であるということが明らかとなった。

これらの結果をもとに、本稿では以下の政策を提案する。

【政策提言1 全都道府県への宿泊税の導入】

【政策提言2 国税として導入、都道府県へ再分配】

【政策提言 3 宿泊業者への還元】

政策提言 1 の全国での宿泊税導入により、各都道府県が観光施策に充てる財源を観光客自身が負担させることで受益と負担の両立を目指す。しかし、前述の通り宿泊税の懸念点として、都道府県間で負担と受益の不一致が発生する可能性がある。そのため、政策提言 2 で国税としての導入を行うことで、各都道府県の人口や観光地としての規模を考慮し、地域間での受益負担の差を最小限に抑えることを目指す。また、前述の通り宿泊税の導入に伴い宿泊業者の負担が増加するため、税導入への反対が挙がる可能性がある。そのため、政策提言 3 として、宿泊業者からの理解を得ることを目的に、宿泊税収の一部を補助金として宿泊業者に還元する。

以上の政策提言によって、観光客が受ける受益を観光客自身が負担することとなり、本稿で課題とした受益負担の問題が解消される。

目次

第1章 現状分析

- 第1節 日本の観光の現況について
- 第2節 観光整備の財源について
 - 第1項 地方税
 - 第2項 宿泊税
- 第3節 現状分析のまとめ
- 第4節 問題意識

第2章 先行研究・本稿の位置づけ

- 第1節 先行研究
- 第2節 本稿の位置づけ

第3章 理論・分析

- 第1節 分析概要
- 第2節 仮説
- 第3節 分析モデル
- 第4節 データ出典
- 第5節 分析結果とその解釈
 - 第1項 推定結果及び結果の解釈
 - 第2項 プラセボテスト
 - 第3項 正確 p 値を用いた検定

第4章 政策提言

- 第1節 政策提言の方向性
- 第2節 宿泊税の導入
 - 第1項 政策提言1 全国への宿泊税の導入
 - 第2項 政策提言2 都道府県への再分配
 - 第3項 政策提言3 宿泊業者への還元
- 第3節 政策のまとめ

おわりに

参考文献・データ出典

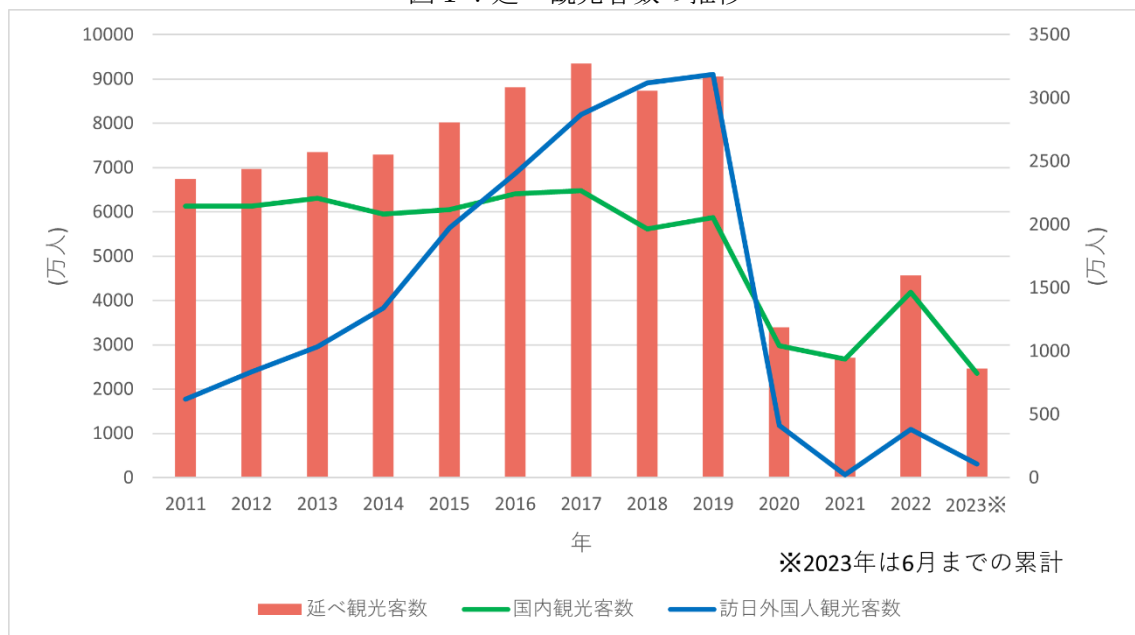
第1章 現状分析

第1節 日本の観光の現況について

経済成長率が低迷し、地方の衰退が懸念されている今日の日本において、観光は極めて重要な成長分野である。経済波及効果の大きい観光は、地域内での経済循環への寄与度が高い産業として注目されており、地域活性化や雇用機会の増大をもたらす。国は観光業を「成長戦略の柱、地域活性化の切り札」（観光庁、2023「観光立国推進基本計画」）として位置づけている。

このように観光業は地域活性化に重要な産業であり、近年図1に示したように訪日外国人観光客を中心に、観光客数は増加傾向にある。内閣府（2018）によると、近年の訪日外国人観光客数の増加要因として、各国・地域における経済成長及び為替レート、さらに受け入れ側における査証（ビザ）の免除措置といった政策や、LCCの就航便数等が挙げられている。これらの影響により、今後も訪日外国人観光客の増加が期待できる。

図1：延べ観光客数の推移



出典：「旅行・観光消費動向調査」「訪日外国人旅行者統計」より筆者作成

この見通しを踏まえ、各自治体は観光客受入に向けた整備を行っている。自治体の整備例として、次の3つの例を挙げる。

熊本県では、訪日外国人観光客が近年急速に増加している中、公共施設や公共交通機関における外国人向けの案内表示等の整備が追いついていない状況にあった。そのため、整備を促進する目的で外国語案内の事例集を作成し、公開している。

また群馬県では、2011年に実施された観光庁のアンケートにおいて、外国人観光客の不満として無料公衆無線LAN環境の不足が1位にあげられたことから、誰でも自由に利用

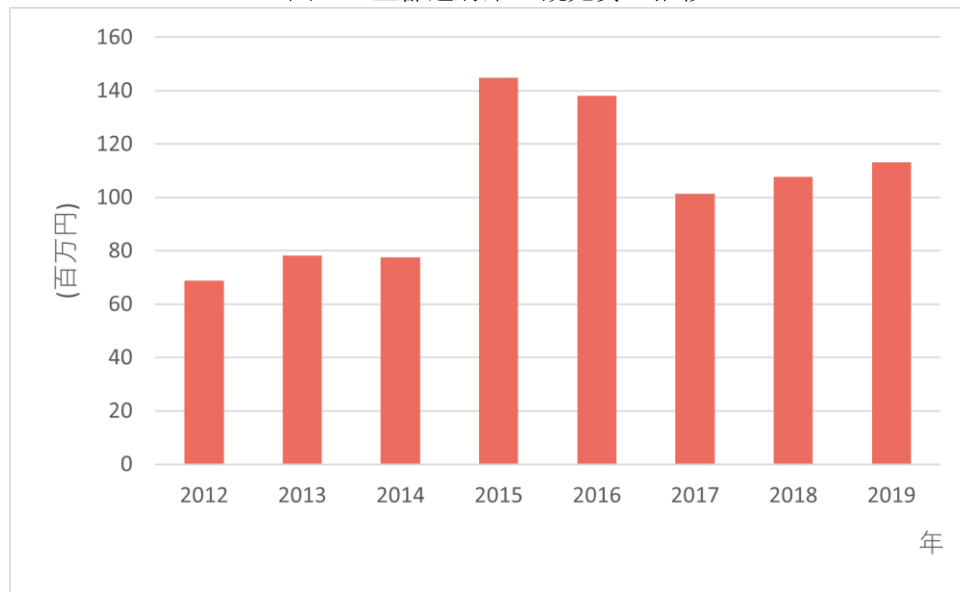
可能な無料公衆無線LAN環境の整備を進めている。

さらに、栃木県では県内市町村と連携し、行楽シーズンにおける交通渋滞への対策を行っている。例えば、2021年のゴールデンウィークにおける日光、那須地域の渋滞対策について、各所に無料臨時駐車場を開設し、自家用車等で訪れた観光客に対して路線バスや自転車への乗り換えを推奨した。

このように、都道府県を中心とした地方自治体は、観光需要の高まりへ対応し観光客に向けた環境整備を行っている。そして観光客は上記に挙げたような観光整備を受益しているのである。

図2は全ての都道府県の観光関連歳出の総額を表す観光費の推移を示したものである。

図2：全都道府県の観光費の推移



出典：総務省「都道府県決算状況調査 目的別歳出内訳」より筆者作成

図2から、観光費は日本における観光客数の増加と同様に、全体として増加傾向にあることが分かる。

第2節 観光整備の財源について

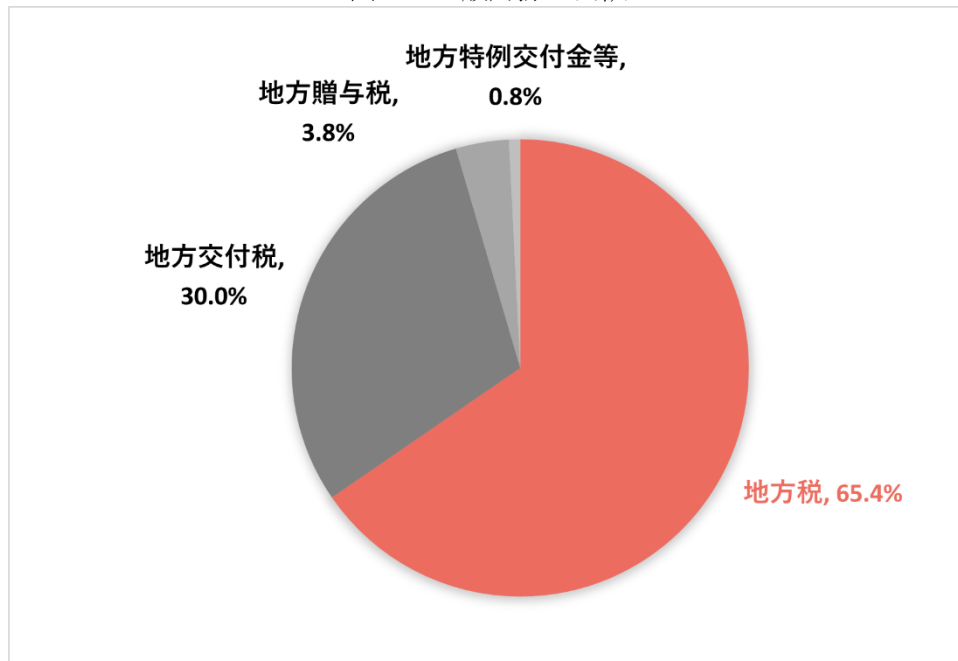
第1節では、近年の観光客数が増加傾向にあることと、各都道府県は観光客に向けた整備を行っていることについて述べた。本節では、都道府県の観光整備費がどのように調達されているかに焦点をあて、また観光費用を負担している主体について考察していく。

第1項 地方税

高坂(2020)によると、歳入のうち、都道府県が観光対応に活用可能な財源は、地方税、地方交付税、地方贈与税、地方特例交付金等から成る一般財源である。図3の通り、一般

財源の構成比をみると、地方税と地方交付税の2つが大きな割合を占めている。

図3：一般財源の内訳



出典：総務省(2023)「地方財政の状況」より筆者作成

総務省(2009)によると、「地方交付税は、どの地域に住む住民に対しても標準的な行政サービスや社会資本の提供を可能にするための財源」としている。同様に「地方税とは、住民生活に欠かせない様々な行政サービスにかかる費用を、そこに住む地域で負担するために徴収される税」としている。そのため、一般財源のうち、観光客に向けて使われる観光費用に充てることができるのは、地方税のみであると考えることができる。地方税には、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、自動車税などがあり、主にその地域の住民から徴収されている。

以上のことから、都道府県の観光整備のための予算は地方税によって賄われていることが分かる。すなわち都道府県の観光費は、サービスを受益する観光客ではなく、主に住民が負担しているといえる。

第2項 宿泊税

第1項では、都道府県の観光整備の財源である地方税は主に住民が負担しており、観光整備の恩恵を受ける観光客は負担していない可能性を示した。

これに対し一部の地方自治体では、観光客に観光整備費用を負担させる手段として、入湯税や入域料、宿泊税を導入している。

既に宿泊税を導入している大阪府への聞き取り調査において、観光客に観光整備費用を負担させる手段はいくつかある中で、宿泊税を選んだ理由を聞いた結果、観光客に負担させる仕組みとして宿泊税が一番わかりやすいためという見解が得られた。

そのため本稿では、観光整備の恩恵を受ける観光客が観光整備費を負担する仕組みとし

て、宿泊税が優れていると考え、宿泊税に着目する。

まず、宿泊税の定義について述べる。宿泊税とは、課税自治体の宿泊施設で宿泊する際に、宿泊客に対して課税される法定外目的税のことである。法定外目的税とは、地方公共団体が新設することができ、その用途を特定することが可能な税のことである。

また、東京都主税局(2023)によると、宿泊税の納入については、旅館、ホテルの経営者が特別徴収義務者として宿泊客から宿泊税を徴収し、課税自治体に納入するという仕組みが採用されている。

次に、宿泊税の実施状況について述べる。現在宿泊税を導入している地域とその導入年、税額は、以下の表1のとおりである。

表1：宿泊税導入自治体の一覧

導入時期	自治体	価格帯(1人1泊)	税率(1人1泊)
2002年10月	東京都	1万円以上1.5万円未満	100円
		1.5万円以上	200円
2017年1月	大阪府	7000円以上1.5万円未満	100円
		1.5万円以上2万円未満	200円
		2万円以上	300円
2018年10月	京都市	2万円未満	200円
		2万円以上5万円未満	500円
		5万円以上	1000円
2019年4月	金沢市	2万円未満	200円
		2万円以上	500円
11月	俱知安町	一律	宿泊料金の2%
2020年4月	福岡県	一律	200円 (福岡・北九州市50円)
	福岡市	2万円未満	150円
		2万円以上	450円
	北九州市	一律	150円

出典：各自治体のホームページより筆者作成

表1の通り、東京都は2002年に宿泊税を導入しているものの、それ以外の自治体が宿泊税を導入したのは2017年以降である。そのため、宿泊税は日本においては比較的新しく、近年注目が集まっている税だと考えられる。

続いて、宿泊税の利点について考察する。本稿では宿泊税の利点として、①課税範囲が広い点、②用途を観光に特定できる点、③徴収に強制力がある点、の3点を挙げる。この3点は、宿泊税が観光客に観光費を負担させる有効な手段になりうることを裏付ける利点である。ここから、3つの利点について詳細に述べる。

①課税範囲が広い点

宿泊施設は全国に広く点在しており、全国で広く課税対象者を確保できると考えられる。観光庁によると、令和4年1月時点で全国に宿泊施設は約62,000件存在し、宿泊施設が最も少ない都道府県においても355件ある。宿泊税と同様に観光客から観光費を徴収する手段である入湯税の場合、温泉が湧出する場所でのみ課税が可能であるため、課税対象者が限られてしまう。実際、環境省によると、温泉を利用した入浴施設は全国に約20,000件、最も少ない都道府県では48件となっている。以上より温泉施設と比較すると、宿泊施設は全国に広く存在すると考えられ、宿泊税は課税対象者を確保できる手段であると考えられる。

そのため、宿泊税によって、全国の様々な自治体において観光客に観光費を負担させる仕組みが可能になると考えられる。

②使途を観光に特定できる点

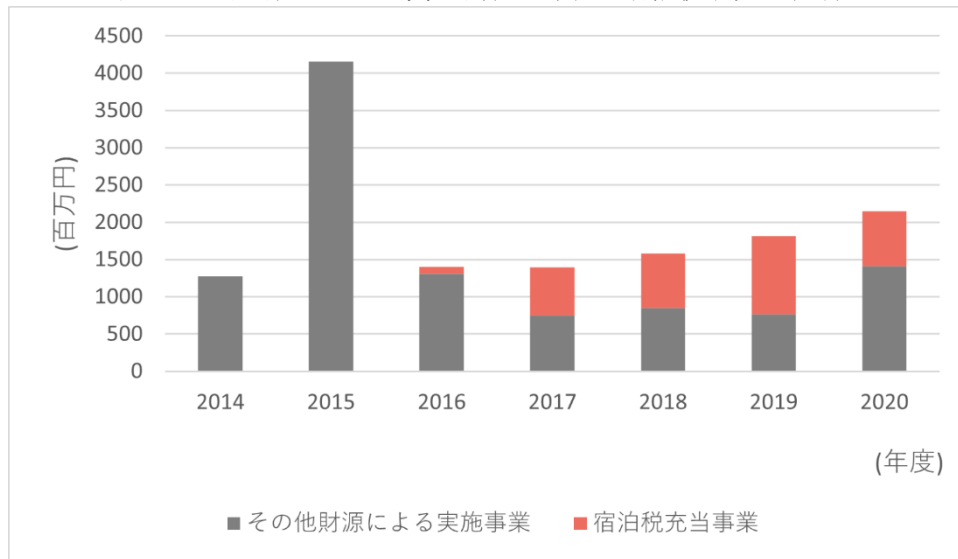
先述した通り、宿泊税は法的外目的税である。したがって使途を観光に定めることができる。そのため、宿泊税によって観光整備の恩恵を受ける観光客が、観光費を負担する仕組みの構築が可能となる。

また、観光客が観光整備などの恩恵を受ける場合、受益の程度を明確に評価することは困難であるが、目的税はそのような場合に適している。目的税について日本租税協会(2019)は、「受益者等の範囲がかなり広範囲にわたって、受益等の程度の評価が難しい場合については、目的税によって負担を求めることが適当である」と述べている。そのため、目的税である宿泊税は、観光整備の恩恵を得た者から負担金を徴収する手段として優れているといえる。

③徴収に強制力がある点

法的な規定のない協力金や寄付金等が、財源の十分性や安定性に欠けるのに対し、支払いに強制力のある宿泊税は、一定規模の税収を継続的かつ安定的に得ることを可能にする。図4は大阪府が観光事業に充てた財源額と、全体に対する宿泊税による財源額の推移を示したものである。

図4：大阪府における観光事業に対する宿泊税収充当割合



出典：大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議(2022)「宿泊税に係る制度の在り方について」より筆者作成

宿泊税による税収は、2017年1月の宿泊税導入からの4年間を通して全体の約4割を占めており、最も割合の多い2019年では、観光事業に使われた費用の58%が宿泊税収によって賄われた。このような結果から、宿泊税は一定規模の安定した財源確保に貢献していると言えることができる。また大阪府への聞き取り調査からも、宿泊税は観光事業を行うために必要不可欠な財源になっていることが明らかになった。

よって、上記3つの利点を持つ宿泊税は、観光客に観光費を負担させる手段として有効だと考えられる。

しかし、自治体間の受益と負担の不一致が発生する可能性がある点と、宿泊税には主に導入に対する宿泊業者による反発がある点の2つの懸念がある。

まず、宿泊業者による反発がある点について述べる。これらは主に宿泊客の減少と、納入などに関する宿泊業者手間が増えることに対する懸念から生まれていると考えられる。実際に、未だ宿泊税の導入に至っていない静岡県熱海市では、熱海市宿泊税条例案について意見を募集したところ、「熱海が旅行の目的地として選ばれなくなり、宿泊客が減るのではないか」という宿泊業者からの懸念が寄せられた。また、宿泊税の導入に伴い、納入に関わる事務作業が生じ、宿泊業者の手間が増えることが予想される。前述の通り、宿泊税の納入の仕組みは、旅館、ホテルの経営者が特別徴収義務者として宿泊客から宿泊税を徴収し、課税自治体に納入するというものである。特別徴収義務者である宿泊業者には、各種申請や帳簿保存の義務が課されている。そのため、宿泊税の導入によって、宿泊業者の手間が増えるために、宿泊業者からの反対が考えられる。実際、既に宿泊税を導入している大阪府への聞き取り調査でも、宿泊税導入の際に、手間が増えるという理由で宿泊業者の方から反対の声があったことが分かった。

次に、自治体間の受益と負担の不一致が発生する可能性がある点について述べる。これは、ある観光客が特定の自治体を観光したが、違う自治体に宿泊するというように、旅行先と宿泊先の自治体異なる場合、自治体間において受益と負担の不一致が生じてしまう可能性があるというものである。この問題について、具体例を示して説明する。現在大阪

府と京都市はともに宿泊税を課している。仮にある観光客が日中は大阪府を観光したのちに京都市に宿泊した場合、その観光客の為に観光整備費用を負担したのは大阪府と京都市の両方であるが、宿泊税を徴収することができるのは京都市のみである。このような場合、自治体間において宿泊税収と観光整備費用の負担の、受益と負担の不一致が生じてしまう。

実際に、大阪府への聞き取り調査において、大阪府もこの問題を認識していることが分かった。

第3節 現状分析のまとめ

現在観光客の増加に伴い、地方自治体の観光整備需要が増加している。それに伴い、観光整備の財源となる観光費用も増加し続けている。

この観光費は地方税によって賄われていると考えられることから、その費用についてはサービスを受益する観光客ではなく、主に住民が負担している状況が考えられる。

これに対し、一部地域では観光整備の恩恵を受ける観光客に観光費を負担させる手段として宿泊税を課している。大阪府への聞き取り調査から、観光客に観光費用を負担させる手段の中で、宿泊税の仕組みが一番わかりやすいという見解を得られた。そのため、宿泊税について着目したところ、①課税範囲が広いこと、②使途を観光に特定できる点、③徴収に強制力があることという3つの利点があることが示された。

しかし、宿泊税の懸念点として、導入によって宿泊客が減少する可能性があること、納入の手間が生じるために宿泊業者から反対の声が予想されることから、宿泊業者の反発がある点と、観光先と宿泊先の自治体が異なることによる、自治体間の受益と負担の不一致が生じる可能性がある点が挙げられる。

第4節 問題意識

第1節において、観光客が観光整備の恩恵を受けているが、その財源は現状として主に住民によって負担されていることが分かった。これに対し、いくつかの自治体は、観光客が観光整備によって受けた恩恵は観光客自身がその分の負担をするべきという受益負担の観点から、観光整備に対する費用を観光客自身に負担させることを目的として、宿泊税の導入を進めている。第2節より宿泊税の導入は観光客と住民の受益負担の一致を実現する可能性を示した一方で、訪れる観光客数が減少する可能性があるという懸念があることを示した。本稿では、観光客と住民間の受益負担の不一致性を解決すべき課題として認識し、これに対する適切な対策を講じる必要があると考える。そのため、本稿では宿泊税が宿泊客数に与える影響を分析し、観光に与える影響を推定する。

第2章 先行研究、本稿の位置づけ

第1節 先行研究

本稿では先行研究として、海外において宿泊税が与える影響について考察、分析した Paul and Berry (1979)、Corl et al. (1992)、Clay and Frank (2018)と、本稿と同様に合成コントロール法を用いて観光に関連する税についての分析をした Bianca et al.(2017)を挙げる。

Paul and Berry (1979) は、リゾート地において、宿泊施設の種類であるモーター²の需要が非弾力的であることを示している。考察では、①リゾートパッケージのあらゆる要素を楽しむためには、モーターのような宿泊施設が必要不可欠であること、② 仮に宿泊の為に税が課されたとしても、税が課されていない地域まで移動すると今度は交通費がかかってしまうため、宿泊施設の代替があまり効かないこと、③リゾートパッケージにかかる費用に占める宿泊費の割合は、20%以下と低いことをあげ、結果として、モーターの価格の需要弾力性は非弾力的であり、宿泊税が宿泊業に与える負の影響は非常に小さく、そして、地元住民には大きな税収をもたらすことを論じている。

一方で Corl et al.(1992)は、中断時系列分析によって、1987年に課されたハワイのホテル税課税前後の時系列に対する分析をした。それを基に、ホテル税が与えるホテルの収益への事後的な影響を調べ、ホテルの需要の弾力性についても考察した。実証分析の結果として、税はホテルの部屋の貸出収入の1%の減少をもたらしたものの、有意な結果とはならず、税はさほどホテルの収入に影響を与えないことを示した。また、ホテル経営者は、ホテル税の負担のほとんどを宿泊客に帰着させることができていることも明らかにした。筆者は、税がさほどホテルの収入に影響を与えなかった理由として、ホテル税の負担は観光客が被ることになるものの、観光客にとって、その負担は典型的なハワイ往復旅行ツアーのトータルコストの1.5%以下にしかならず、大きな影響ではないためだと論じている。

Clay and Frank (2018)は、2015年から施行されたジョージアの宿泊税が与える影響を、Difference-in-Difference (DID 分析)によって考察した。その結果は Corl et al.(1992)と異なり、宿泊税が宿泊業者に負の影響を与えることを示している。また、5ドルの宿泊税の課税のうち、3.48ドル分しか観光客に税負担を帰着させることができず、ホテル経営者も税の負担を受けてしまうことも明らかにしている。推定された需要の価格弾力性は-0.7であり、この値はこれまでの宿泊税の研究による推定値よりもかなり大きな値であるという。Clay and Frank (2018)はこのような値になった理由として、Corl et al. (1992) が対象としたハワイへの観光客と違い、ジョージアの場合は、観光客の多くはジョージア以外の州で宿泊するように計画を変更できるからだとしている。

Bianca et al. (2017) は、イタリアのヴィラシミアスにおいて施行された観光税の影響を、合成コントロール法を用いて分析した。観光税の導入による観光需要について、国内客と海外客を分けて分析した結果、国内客の観光需要は僅かながら減少した一方で、海外客の観光需要は減少しなかった。Bianca et al. (2017) では、Corl et.al (1992) が実施したよう

² 自動車で移動する人のための宿泊施設

な時系列分析の弱点として、長い期間のデータを必要とすることや同時期の各部門間の影響を考慮することができないことをあげている。合成コントロール法の場合は、時系列分析と比較して、短期間のデータで分析が可能である。さらに、トリートメントグループとコントロールグループの共通の時系列内で観察できない要素の影響も考慮できる。加えて、DID 分析と異なり、トリートメントグループの数が極端に少ない場合でも有用である。本稿の分析では、短期間で、かつトリートメント個体の数が1つという非常に限定的なデータを扱うため、合成コントロール法を使用する。

第2節 本稿の位置づけ

先行研究の限界として、日本の宿泊税に関する実証分析が行われていないことが挙げられる。第1節で述べたように、海外では宿泊税の分析が複数なされている。しかし、松本・塩谷(2006)によると、日本では宿泊税の導入例が少なく、関連するデータの入手も困難である。そのため、宿泊税が及ぼす観光需要への影響は明らかになっていない点が多い。また、税の導入に関しては、消費者余剰の減少や重課税の危険性があるため、税の導入効果を検証しつつ慎重に進めるべきだとしている。

また、Corl et al.(1992)と Clay and Frank (2018)では、宿泊税の分析の検証地の違いによって、宿泊税が与える影響の推定結果も異なった。このことから、宿泊税の効果は様々な土地で検証することが重要であると考えられる。

さらに、Bianca et al.(2017)が言及したように、合成コントロール法は、トリートメントグループとコントロールグループ間の共通の時系列内で観察できない要素も考慮でき、精度の高い分析が可能である。さらに、短期間のデータでも分析が可能であり、トリートメントグループの数が極端に少ない場合でも有用である。

以上のことから、宿泊税が宿泊者数に与える効果の検証が行われていない日本において、合成コントロール法を用いて効果検証を行った点が本稿の新規性であると考えられる。

第3章 理論・分析

第1節 分析概要

本節では、宿泊税の導入が、延べ宿泊数に与える影響について実証分析を行う。先述の現状分析より、住民と観光客の受益と負担の公平性を成立させるには、宿泊税の導入が良い可能性があることがわかった。しかし、第1章第2節で述べたように、現在、宿泊税の導入が宿泊客数を減少させる可能性があるという宿泊業者からの懸念が存在する。そこで、宿泊税が観光に与える影響を調べるため、宿泊客数に与える影響を分析する。

本稿では合成コントロール法を用いた分析を行う。合成コントロール法とは、パネルデータが入手可能で、コントロールグループに比べてトリートメントグループの数が極端に少ない場合に用いられる手法であり、政策変更に対する因果効果を推定する手法の1つである。

合成コントロール法では、政策介入前であるデータを用いて、合成コントロール個体を作成する。合成コントロール個体は、政策介入時点より前のコントロールグループのデータを材料として、政策介入前のトリートメントグループの個体の動きを再現するように作られるものであり、コントロールグループから合成されたものである。

このようにして作られた合成コントロール個体は、仮に政策介入がされなかった場合のトリートメント個体の動きを再現する。よって、政策介入時以降において、実際に政策介入がなされたトリートメント個体と、政策介入がなされなかった場合のトリートメント個体を表す合成コントロール個体の間に乖離が見られた場合、その乖離幅を政策介入の効果としてとらえることができる。

現状分析では、宿泊税を導入している自治体がいくつかあることを示した。しかし、2002年に宿泊税を導入した東京都に関しては、宿泊者数のデータをとることが困難であり、また、2020年前後に宿泊税を新たに導入した自治体は、新型コロナウイルスの影響により正確なデータを取ることが困難である。そのため、本稿ではデータ取得と経済規模の観点から、トリートメントグループを2017年に宿泊税を導入した大阪府に設定した。

大阪府の宿泊税の導入効果を正確に推定するため、分析のデータ期間は、トリートメントの期間が十分に取れる2014年から新型コロナウイルスの影響を受けない2019年までとした。また、コントロールグループはデータ期間中に宿泊税を導入がない都府県とする。

第2節 仮説

本節では、宿泊税が宿泊者数に与える影響に関する仮説を提示する。宿泊税導入は延べ宿泊客数に影響を与えないと仮定する。Paul and Berry (1979)によると、宿泊料金は非弾力的であることを明らかにしている。したがって、宿泊税の導入を行なったことで宿泊客が宿泊をやめるといったことは起こらないのではないかと考える。また、追加の移動コストを考慮しても、あえて宿泊税課税地域を避けるインセンティブは低いと考えられる。

以上のことから、本稿では宿泊税導入は延べ宿泊客数に影響を与えないと仮定する。

第3節 分析モデル

合成コントロール法では、処置を受ける前のトリートメント個体の動きをできるだけ正確に学習した合成コントロール個体をコントロールグループから作成する必要がある。この学習には被説明変数だけではなく、うまく被説明変数の動きを説明するような説明変数の存在が欠かせない。そのため本分析では、延べ宿泊者数を被説明変数にしたうえで、この動きを説明するような変数として、各都府県の 博物館数、重要文化財指定数、治安、人口、15歳未満の人口割合、15歳以上65歳未満の人口割合、65歳以上の人口割合、面積、平均気温、最高気温、最低気温、降雨日数、JR 輸送人員、民鉄輸送人員、航空輸送人員、船輸送人員、バス輸送人員、ホテル施設数、ホテル部屋数、港別入国人数、飲食店数を説明変数に使用する。

本分析で用いる各都府県の番号を i とし、 $i = 1$ を大阪府と設定する。宿泊税が導入された場合の大阪府の被説明変数と導入されなかった場合の大阪府の被説明変数をそれぞれ表現すると、宿泊税の導入が被説明変数に与える因果効果は

$$\alpha = Y_{it}^I - Y_{it}^N \ (t \geq 2017)$$

となる。また、 t 期に実際に観察される都府県 i の被説明変数が以下の関係を満たすように定義する。

$$Y_{it} = \delta + \theta_t Z_i + \lambda_t u_i + \varepsilon_{it}$$

ただし、 δ をユニット間で共通の値を持つ定数、 θ_t を説明変数の係数、 Z_i を説明変数のベクトル、 λ_t を観測されない変数の係数ベクトル、 u_i を観測されない変数のベクトル、 ε_{it} を誤差項とする。この関係が成り立っているとき、適当なウエイト w_i をかけることで、

$$w_i Y_{it} = \delta + w_i \theta_t Z_i + w_i \lambda_t u_i + w_i \varepsilon_{it}$$

が満たされる。このとき、コントロールグループの加重和が大阪府の値に最も似るような w_i^* を定義すると、以下が満たされる。

$$\hat{Y}_{1t}^N = \sum_{j=2}^{44} w_j^* Y_{jt}^N = \sum_{j=2}^{44} w_j^* Y_{jt}$$

そのため、因果効果の推定値として以下を得ることとなる。

ここで問題となるのが、実際にどのように w_i^* が定義されるかである。処置前のデータを用い、以下のような式で算出される。

$$\mathbf{W} = (\hat{w}_2, \dots, \hat{w}_{44})^T = \operatorname{argmin}_{\mathbf{W}} \|\mathbf{X}_1 - \mathbf{X}_0 \mathbf{W}\|$$

ただし、 $\mathbf{x}_1 = (z_1, y_1^{K_1}, \dots, y_1^{K_M})$, $\mathbf{x}_0 = (z_0, y_0^{K_1}, \dots, y_0^{K_M})$ はそれぞれ、処置前のトリートメントグループとコントロールグループの説明変数 Z と被説明変数 Y の線形結合のベクトルである。つまり、 W は処置前のデータを学習することで作られた、コントロールグループをもとに最もトリートメントグループのデータを再現するようなウエイトであるといえる。

第 4 節 データと出典

本節では、分析に用いた変数とその出典について説明し、基本統計量および相関係数を掲載する。変数の一覧は以下の表 2 である。

表 2: 変数の一覧

変数の役割	変数名	データ出典
被説明変数	延べ宿泊客数	観光庁(2014-2019) 宿泊旅行統計調査
説明変数	博物館数	文部科学省(2015, 2018)社会教育調査
	重要文化財指定数	総務省 (2014-2019) 地方財政状況調査
	治安	総務省(2014-2019) 社会人口統計体系
	人口	総務省(2014-2019) 住民基本調査に基づく人口、人口動態及び世帯数調査データ取得
	15歳未満の人口割合	
	15歳以上65歳未満の人口割合	
	65歳以上の人口割合	
	面積	総務省(2014-2019) 社会人口統計体系
	平均気温	総務省(2014-2019) 社会人口統計体系
	最高気温	
	最低気温	
	降雨日数	
	日照日数	
	JR輸送人員	総務省(2014-2019) 社会人口統計体系
	私鉄輸送人員	
	航空輸送人員	
	船輸送人員	
	バス輸送人員	
	ホテル施設数	厚生労働省(2014-2019) 衛生行政報告例
	ホテル部屋数	
	港別入国人数	国土交通省 (2014-2019) 国際航空旅客動態調査
	飲食店数	厚生労働省(2014-2019) 衛生行政報告例

筆者作成

表 3：基礎統計量

変数名	サンプル数	平均	標準偏差	最小値	最大値
博物館数	88	25.932	18.370	5	103
重要文化財指定数	264	244.485	454.057	17	2,806
治安 (犯罪件数/人口)	264	182.515	69.990	59.660	449.584
人口	264	2,678,234.000	2,781,700.000	557,000	14,007,000
15 歳未満の人口割合	264	12.544	1.067	9.800	17.500
15 歳以上 65 歳未満の人口割合	264	58.284	2.602	53.000	66.200
65 歳以上の人口割合	264	29.171	3.108	19.000	37.200
面積	264	649,432.800	329,845.800	187,672	1,527,501
平均気温	264	15.964	2.186	10.600	24.100
最高気温	264	32.044	1.570	27.400	35.600
最低気温	264	1.048	3.168	-6.900	15.800
降雨日数	264	117.481	24.396	78	192
日照日数	264	1,982.849	224.655	0.000	2,391.300
JR 輸送人員	264	201,686.800	549,405.100	0.000	3,524,716.000
私鉄輸送人員	264	332,096.900	1,077,647.000	0.000	6,991,524.000
航空輸送人員	264	1,981.603	4,932.509	0.000	31,208.900
船輸送人員	264	1,571.149	2,497.782	0.200	14,768.500
バス輸送人員	264	94,698.800	170,440.400	5,378	894,298
ホテル施設数	264	1,037.091	617.181	344	3,308
ホテル部屋数	264	32,430.090	27,266.940	8,690	188,775
延べ宿泊者数	264	8,669,409.000	9,859,568.000	1,554,800	72,456,800
港別入国人数	264	486,839.300	1,534,257.000	0	8,978,838
飲食店数	264	29,848.590	34,072.160	5,880	192,997

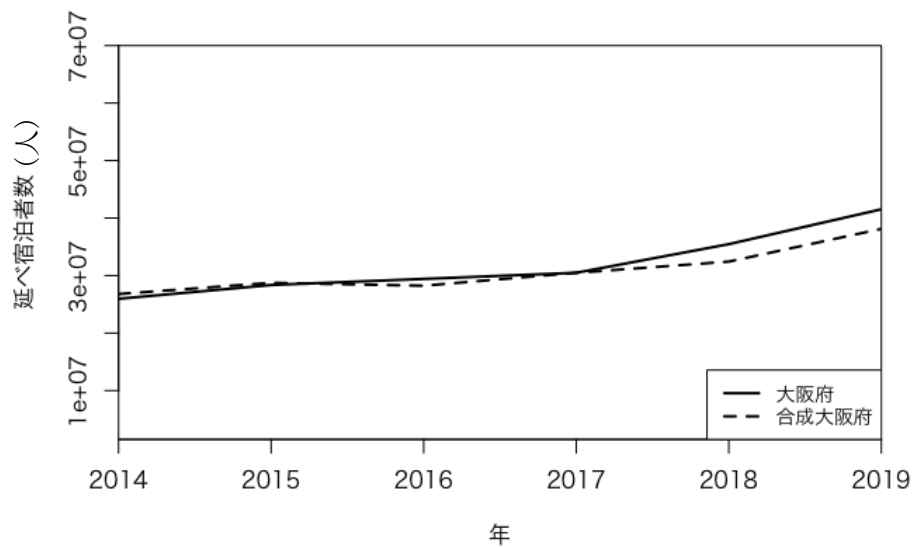
筆者作成

第 5 節 分析結果とその解釈

第 1 項 推定結果および結果の解釈

図 5 は、延べ宿泊者数の推移を示したグラフである。大阪府を実線で表し、合成大阪府を点線で表している。

図 5：分析結果 延べ宿泊者数



筆者作成

本分析のグラフの推移に対して解釈を述べる。前述のように、大阪府では 2017 年から宿泊税が導入された。

宿泊税導入前である 2017 年以前について検討する。宿泊税を導入した実際の大阪府の推移を表す実線と、宿泊税が導入されなかった場合の大阪府を表す破線は、宿泊税導入前においてほとんど同じ動きをしており、合成大阪府が実際の大阪府を近似できていることがわかる。

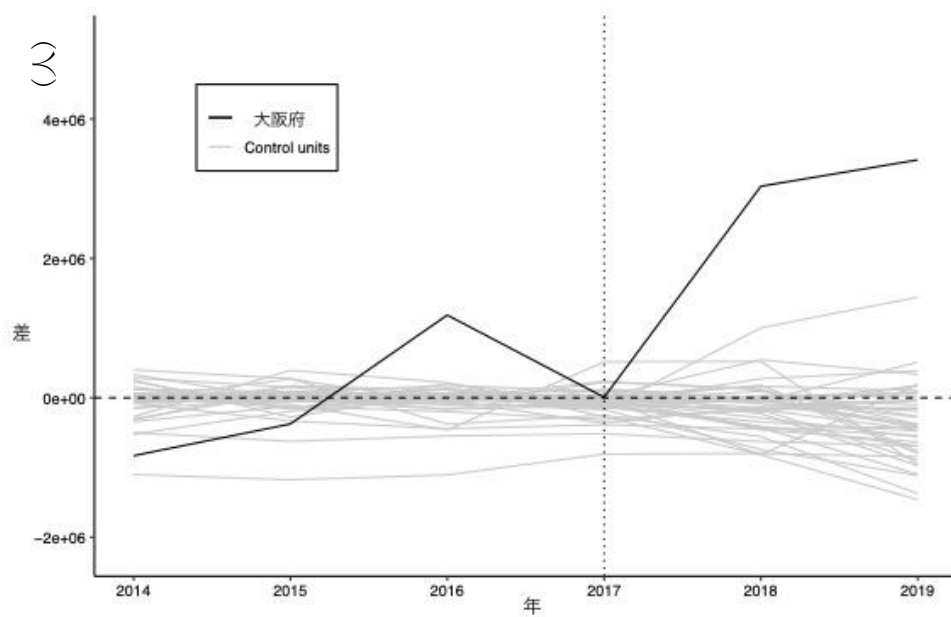
宿泊税導入後の 2017 年以降について検討する。2017 年を境に宿泊税を導入しなかった場合の合成大阪府よりも実際の大阪府の延べ宿泊者数のほうが上回って推移している。そのため、宿泊税の導入は宿泊者数に影響を与えないと考えられる。しかし、因果効果の推定には慎重になる必要があるという立場から本稿では次項でプラセボテストを行う。

第 2 項 プラセボテスト

プラセボテストの目的は、得られた分析結果が全く偶然にもたらされたのかどうかを調べることである。大きな効果が推定されるはずのないセッティング（偽薬試験＝プラセボテスト）で、もし大阪府の宿泊税導入の効果と同様の効果が推定されたとすれば、本稿の分析結果は信頼性を疑われることになる。

以下に大阪府と同様の設定でコントロール・グループ内の各都府県に合成コントロール法を適用したプラセボテストの結果を示す。図 6 は、合成コントロールの仮想的な値と実測値のギャップを示している。

図 6：プラセボテスト 延べ宿泊客数



筆者作成

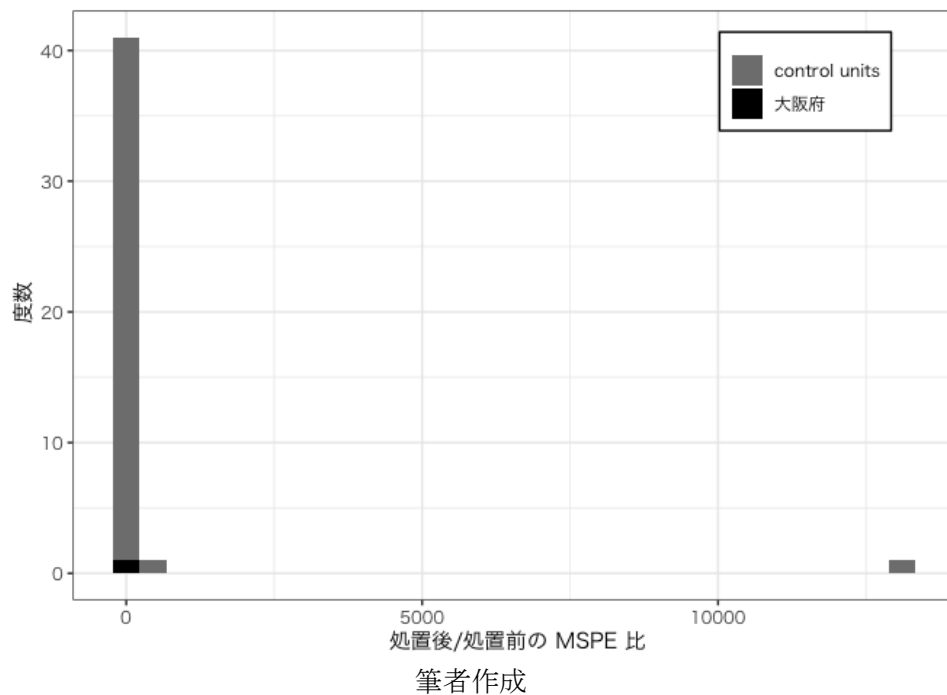
本グラフの解釈を述べる。大阪府の宿泊税導入後では宿泊者数は40万人近く増加していることが見て取れる。さらに、2014年から2017年の区間では2016年を除いて大阪府は大きなギャップが生じておらず、他の都府県と同じ推移をしていることが読み取れる。この点では十分な実証結果が得られている。

第3項 検定

第1項では、宿泊税の導入は延べ宿泊者数に影響を与えることはない、という結果を示し、第2項では、第1項の分析の信頼性を示した。本項では、Abadie et al.(2010)にて紹介された、正確p値(exact p-value)を用いて検定を行うことによって、第2項の結果にさらなる頑健性を示すことを目的とする。検定を行うにあたって帰無仮説を「宿泊税導入は観光客数に影響を与えない」とする。

図7は処置前後の平均二乗パーセント誤差比率(MSPE比)のヒストグラムを示している。

図7：処置前後の MSPE 比のヒストグラム



正確 p 値は、 $p = \frac{RANK}{TOTAL}$ で表現される。ここでいう $RANK$ は処置前後の平均二乗パーセント誤差比率 (MSPE 比) を降順にしたうちの、各都府県の順位である。また $TOTAL$ は分析で用いた都府県の総数を表しており、本分析では 44 となる。有意水準を 5% とすると、全部で 44 都道府県あるため、2 位だと $p = 2 \div 44 = 0.045$ で棄却されるが、3 位だと、 $p = 3 \div 44 = 0.068$ で 5% を超えるため、棄却ができなくなる。図 6 より、大阪府はランク 2 には入らないため、帰無仮説は棄却されず、宿泊税の導入は宿泊者数に影響を与えとは言えない。したがって、本分析の一定の信頼性が示されたと考えることができる。

第4章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

第1章で宿泊税の導入が宿泊客数を減少させる可能性があるという宿泊業者からの懸念があることを示した。これを受けて、第3章では大阪府において宿泊税の導入が宿泊客数に与える影響を分析した。その結果、宿泊税の導入は延べ宿泊者数に影響があるとはいえないことが分かった。よって、今回の分析結果では、宿泊税の導入が宿泊客数を減少させるという結果は得られなかった。

そこで本稿では、政策提言1として全都道府県に宿泊税を導入することを提言する。これによって、観光客が観光費を負担する手段を全国で広く確保することができる。この政策提言1によって第1章で問題としていた、観光客が得た受益の分を住民が負担するという、受益負担の不一致の解消を目指す。

しかし、第1章で述べたように、宿泊税の導入に向け、観光客数の減少のほかにも、都道府県間の受益負担の不一致と、導入による手間の増加による宿泊業者からの反対という2つの懸念点がある。これらの懸念点については、それぞれ政策提言2、政策提言3で対応する。

3つの政策提言を通して、観光産業における受益負担のバランスを確立することを目指す。

第2節 宿泊税の導入

第1項 政策提言1 全国への宿泊税導入

住民と観光客の間の受益負担の不一致を解消し、公平性を確保するため、全国に宿泊税を導入することを提言する。この政策によって、これまで住民が負担していた観光費を宿泊税として観光客自身が負担する仕組みを確立する。

●実現可能性

表1で示したように、東京都や大阪府をはじめ宿泊税導入の先行事例がある。また図4の大阪府のように、宿泊税を導入することで、観光費に占める住民の負担割合を減らすことができることが明らかになったため、本政策の実現可能性は十分にあると考える。一方で、第1章で述べたように宿泊税の懸念として以下の2点がある。

1つ目の懸念は、全国で宿泊税を導入した場合、都道府県間において受益負担の不一致が生じる可能性があることである。この問題は観光客が観光する都道府県と宿泊する都道府県が異なる場合において生じる。この懸念点を解決するため、政策提言2を行う。

2つ目の懸念は、宿泊税を導入するにあたって、第1章で述べた宿泊客数の減少や、納入の事務作業の増加による宿泊事業者からの反対が考えられることである。これについて宿泊業者からの理解を得るため、政策提言3で対応している。

第2項 政策提言2 都道府県への再分配

現行の宿泊税は、各自治体が個別で導入しているため、観光客が宿泊した自治体に税が納められる仕組みとなっている。したがって、ある地域を観光したものその地域ではなく別の地域に宿泊した観光客からは税を徴収することができない。その場合、観光客のための観光整備費用を負担する自治体と宿泊税収を受益することができる自治体は一致しない。そのため、政策提言1によって全国に宿泊税を導入した場合、都道府県間で受益負担の不一致が生じてしまう。

そこで、本稿では全国に宿泊税を導入する政策提言1に加え、都道府県間の受益と負担の公平性を確保するため、国税庁に対して国税の目的税としての宿泊税の導入を提言する。これによって都道府県で徴収された宿泊税を国で集約し、各都道府県に再分配する。配分金額の基準は宿泊客数ではなく、各都道府県の観光客数を考慮して再分配することが有効であると考え。この時、配分先は都道府県とし観光客数は「都道府県の観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者をカウントした値」で計算とする。また予算作成の観点から、会計年度単位での配分を想定している。これにより、宿泊客数ではなく、観光客数を考慮した税収の分配が可能となり、上述のような場合でも都道府県間の受益と負担の公平性が確保できると考える。

徴収後の使途に関しては、目的税として観光への財源に充てることとし、観光への還元を明確にする。また都道府県ごとの使途は、それぞれに必要な観光への取り組みや充当事業へ適切な配分が行われるよう、都道府県に移管する。

●実現可能性

本政策の実現可能性について似た事例として電源開発促進税等がある。これは電力会社の販売電気に課され、国税として税金を一旦集めてから電源利用の対策ごとに配分されている。上記の事例のように国税として徴収し、再配分する仕組みが既に存在するため、宿泊税も同様の方法で実現可能であると考え。

第3項 政策提言3 宿泊業者への還元

本節の第1項で全都道府県へ宿泊税の導入を提言したが、仮に宿泊税を導入した場合、徴税・納税の負担増加の観点から、課税に反対する宿泊事業者が予想される。

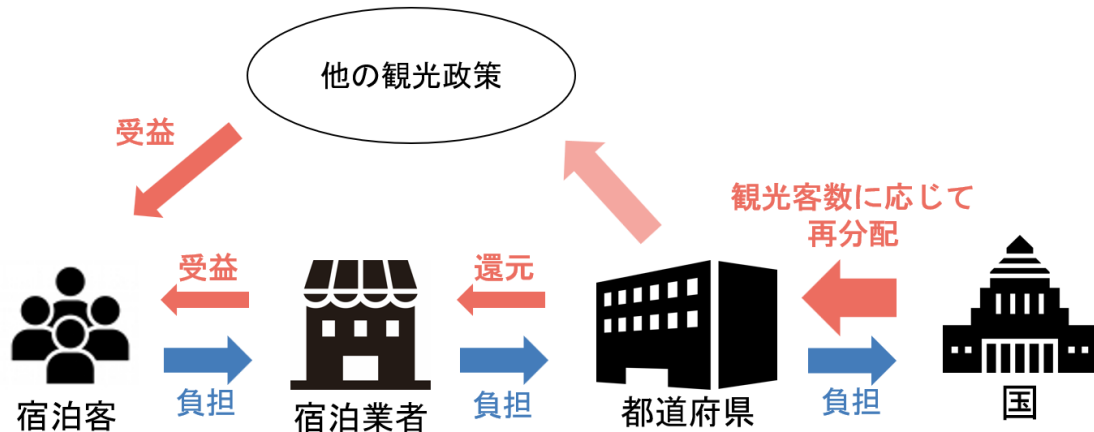
そこで本稿では、政策提言3として国から配分された宿泊税収の一部を、各都道府県が宿泊事業者に還元するよう使途を定めることを提言する。都道府県が得た宿泊税収のうち、宿泊業者へ還元を行う金額や割合は、政策提言2と同様に都道府県に移管する。

●実現可能性

既に地方自治体から宿泊施設への補助金が存在しており、例として東京都のインバウンド対応力強化補助金や、全国の観光地で宿泊施設のデジタル化推進を目的とした補助金が

ある。つまり、都道府県で得た宿泊税を宿泊施設に還元するルートが確立されていると言えるため、本政策の実現可能性は高いと考える。また、各施設への配分だけでなく、宿泊業全体に対して多言語表示の強化やキャッシュレス決済の導入、設備投資の促進などを行うことで、宿泊施設の魅力向上につながる。加えて、域内周遊と宿泊のセットプランなどを作成・提案し宿泊観光を促すことで、宿泊客数を増加させることができると考える。

図8：政策提言のビジョン



筆者作成

第3節 政策提言のまとめ

現在、都道府県は観光費を一般財源である地方税から支出しており、観光整備を行う際には他に充てる費用を削減する必要があった。しかし第2節で提言した3つの政策を通して、都道府県は地方税とは別に、使途を観光に限定した予算を確保することができる。そのため、住民への負担を増やすことなく、観光への施策を行うことができる。

政策提言に伴って起こりうる障壁について考察する。1つ目は現行の宿泊税制度についてである。現在表1で示した自治体では先駆けて独自に宿泊税を導入しているが、本稿ではこれらの自治体も含めて、全て国で統括することを想定している。これにより、東京都をはじめ大都市では、現状に比べ宿泊税から得られる財源の減少が懸念される。しかし政策提言2より、宿泊税の配分は観光客数に基づいて行われる。各都道府県はより多くの宿泊税収を得るために、観光整備やプロモーションを強化することが予想される。それにより観光における都道府県間での競争が生まれ、日本全体の観光活性化につながると考えられる。

おわりに

本稿では、観光客と住民の受益負担の不一致を問題意識として研究を行った。解決手段として宿泊税に着目し、分析で宿泊税の導入が延べ宿泊者数にどのような影響を与えるかを検証した。結果として述べ宿泊者数に影響はないと考え、3つの政策提言を行った。1つ目に、本稿の目的である観光客と住民の受益の負担の公平性確保のため、全国への宿泊税の導入を提言した。政策の懸念に関連して、都道府県間の受益負担の不一致解消のため、宿泊税を国税の目的税として徴収し、各都道府県の観光客数に応じた金額を配分することを2つ目の政策提言とした。3つ目に、宿泊税徴収への理解を得るため、宿泊税収の一部を宿泊業者へ還元し、宿泊業者へもメリットがあるような政策を提言した。

本稿の限界は2点挙げられる。1点目は、宿泊料金や課税価格帯、定率または定額課税による需要の変化を検証していない点である。そのため宿泊税の税額によって、宿泊客の減少がある可能性を否定できない。全国への宿泊税導入の際は、先行事例より適切な金額と課税の価格帯や税額を決定する必要がある。2点目は、分析対象が大阪府のみとなったことである。日本では宿泊税が普及しておらず、宿泊税に関連したデータの入手の観点から、分析が可能なのが大阪府のみとなった。そのため本稿の検証結果が全都道府県に当てはまるとは言い切れない。しかし因果推論の観点から、ランダムサンプリングによって大阪府が分析対象に選ばれただけにすぎない。また図7より、政策介入前後の延べ宿泊者数について、大阪府と同様に変化が少ない都府県は44県中42県であった。そのため、大阪府以外の都道府県に宿泊税を導入しても、本稿の分析結果と乖離はないと考えられる。

本稿の分析より、日本における宿泊税導入の影響が明らかになった。これにより宿泊税導入を前向きに検討する都道府県が増加し、今後の観光活性化に寄与することを願って、本稿を結ぶこととする。

先行研究・参考文献

主要参考文献

- J. PAUL COMBS, BARRY W. ELLEDGE, (1979),
“EFFECTS OF A ROOM TAX ON RESORT HOTEL/MOTELS” ,
「National Tax Journal」 , Vol. 32, No. 2, pp. 201-207
- CARL BONHAM, EDWIN FUJII, ERIC IM, JAMES MAK, (1992),
“THE IMPACT OF THE HOTEL ROOM TAX: AN INTERRUPTED TIME SERIES APPROACH” ,
「National Tax Journal」 , Volume 45, No. 4, pp. 433-441
- Clay G. Collians, E. Frank Stephenson, (2018),
“Taxing the Travelers’ Note on Hotel Tax Incidence” ,
Journal of Regional Analysis & Policy」 , Vo. 48, Issue 1, pp. 7-11
- Bianca Biagi, Maria Giovanna Brandano, Manuela Pulina, (2017),
“Tourism taxation: A synthetic control method for policy evaluation” ,
「International Journal of Tourism Research」 , Vol. 19, Issue 5, pp. 505-514
- Alberto Abadie, Alexis Diamond, Jens Hainmuller, (2010),
“Synthetic Control Methods for Comparative Case Studies: Estimating the
Effect of California’s Tobacco Control Program” ,
「Journal of the American Statistical Association」 , Vol. 105, Issue 490 pp. 493-505
- 松本和幸, 塩谷英生, (2006), “地域づくりと法定外税-観光関連税を中心に-” ,
「立教大学観光学部紀要」 8 号, pp. 27-36
- 日本政府観光局(2011 年～2023 年)「訪日外国人旅行者統計」
- 観光庁(2011 年～2023 年)「旅行・観光消費動向調査」
- 観光庁(2023)「観光立国推進基本計画」 2023/11/10 アクセス
(<https://www.mlit.go.jp/common/001299664.pdf>)
- 内閣府(2018)「今後のインバウンド需要拡大への展望」 2023/11/10 アクセス
(https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr18/pdf/chr18_2-3.pdf)
- 茨城県営業戦略部 国際観光課(2021)「いばらき多言語表示ガイドライン」 2023/11/10
アクセス
(<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/kokukankou/kokusaikikaku/document>)

[s/guideline.pdf](#))

・熊本県地域復興部国際課(2011)「4か国語による案内表示事例集」2023/11/10 アクセス
(<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/45993.pdf>)

・東京都オリンピック・パラリンピック競技大会ホームページ(2014)「群馬県(ぐんま Wi-Fi プロジェクト)」2023/11/10 アクセス
(https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/multilingual/examples/pdf/gunma_02.pdf)

・群馬県千代田町(2014)「ぐんま Wi-Fi プロジェクト リーフレット」2023/11/10 アクセス
(https://www.town.chiyoda.gunma.jp/soumu/kikaku/data/kikaku102_01.pdf)

・栃木県(2023)「観光地の渋滞対策について」2023/11/10 アクセス
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/kankoutijuutai/taisaku.html>)

・総務省(2012～2019)「都道府県決算状況調 目的別歳出内訳」

・石川県(2016)「観光プラン 2016」2023/11/10 アクセス
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/documents/plan2016.pdf>)

・地方自治総合研究所(2022)「都道府県における観光費の分析」2023/11/10 アクセス
(<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILGO/2022/07/mmiyazaki2207.pdf>)

・総務省(2023)「地方財政の状況」2023/11/10 アクセス
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000870281.pdf)

・日本総合研究所(2020)「持続可能な観光振興に向けた地域独自財源の在り方」
2023/11/10 アクセス
(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11745.pdf>)

・大阪府(2022)「宿泊税に係る制度の在り方について(答申)」2023/11/10 アクセス
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/46225/00456202/07sankou2.pdf>)

・国土交通省(2013)「観光入込客統計に関する共通基準」2023/11/10 アクセス
(<https://www.mlit.go.jp/common/000995211.pdf>)

・環境省(2021)「令和3年度温泉利用状況」2023/11/10 アクセス
(https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/3-5_p_1.pdf)

・観光庁(2022)「宿泊旅行統計調査」2023/11/10 アクセス
(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>)

- ・ 東京都主税局 (2023) 「宿泊税の概要」
- ・ 京都市情報館 (2020) 「京都市宿泊税条例の概要について」
- ・ 大阪府 (2021) 「大阪府の宿泊税」
- ・ 金沢市 (2023) 「宿泊税について」
- ・ 倶知安町 (2019) 「倶知安町の宿泊税について」
- ・ 福岡県 (2023) 「宿泊税の概要について」
- ・ 福岡市 (2023) 「宿泊税について」
- ・ 北九州市 (2022) 「宿泊税について」
- ・ 行本真 (2011) 「法定外税に関する一考察 ～法定外税の政策的活用と租税の本質を考える視点～」 2023/11/10 アクセス
(http://www.masse.or.jp/ikkrwebBrowse/material/files/jichi2011_07_04.pdf)
- ・ 社団法人日本租税研究会 (2010) 「抜本的税制改革と地方税」 2023/11/10 アクセス
(<https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/chihou.pdf>)

データ出典

- ・ 観光庁 (2014-2019) 「宿泊旅行統計調査」 データ取得日 : 2023/11/10
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00601020&tstat=000001079598&cycle=7&class1val=0>)
- ・ 総務省 (2014-2019) 「地方財政状況調査」 データ取得日 : 2023/11/10
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E9%87%8D%E8%A6%81%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E6%8C%87%E5%AE%9A%E6%95%B0&layout=dataset&metadata=1&data=1>
- ・ 文部科学省 (2015, 2018) 「社会教育調査」 データ取得日 : 2023/11/10
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&layout=datalist&cycle=0&toukei=00400004&tstat=000001017254&tclass1=000001098916&tclass2=000001098918&tclass3=000001098924&cycle_facet=tcl

[ass1%3Atclass2%3Atclass3&tclass4val=0&statdisp_id=0003348768](#)

- ・総務省(2014-2019) 「社会人口統計体系」 データ取得日：2023/11/10

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&query=%E7%8A%AF%E7%BD%AA%E4%BB%B6%E6%95%B0&layout=dataset&statdisp_id=0000010111&metadata=0&data=1

- ・総務省(2014-2019) 「住民基本調査に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 データ取得日：2023/11/10

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E5%88%A5%E4%BA%BA%E5%8F%A3&layout=dataset&stat_infid=000040079251

- ・国土交通省(2014-2019) 「社会人口統計体系」 データ取得日：2023/11/10

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&query=%E7%B7%8F%E9%9D%A2%E7%A9%8D%E3%80%80%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C&layout=dataset&statdisp_id=0000010102&metadata=1&data=1

- ・総務省(2014-2019) 「社会人口統計体系」 データ取得日：2023/11/10

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&query=JR%E8%BC%B8%E9%80%81%E4%BA%BA%E5%93%A1&layout=dataset&statdisp_id=0000010103&metadata=0&data=1

- ・国土交通省(2014-2019) 「国際航空旅客動態調査」 データ取得日：2023/11/10

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E6%B8%AF%E5%88%A5%E5%85%A5%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E6%95%B0%E3%80%80%E3%80%80&layout=dataset&metadata=1&data=1>

- ・厚生労働省(2014-2019) 「衛生行政報告例」 データ取得日：2023/11/10

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469>